

中国・四国支部だより

平成 25 年度中国・四国支部主任者研修会 印象記

坂口 修一

平成 25 年 9 月 13 日(金)の 13 時より 17 時まで、広島大学医学部第 4 講義室（広島市南区霞 1-2-3）において第 19 回中国・四国支部主任者研修会が開催された。この研修会は例年開催されているが、昨年度は中国・四国支部委員会が中心となって年次大会の実行委員会を組織したため休会だったので、2 年振りの開催となった。今回の参加者は 34 名を数えた。

1. 放射線安全行政の動向，南山力生氏（原子力規制委員会原子力規制庁放射線対策・保障措置課放射線規制室）

まず、原子力規制庁が発足した後に文部科学省からの諸事務の移管が平成 24 年 9 月と平成 25 年 4 月の 2 段階で行われたこととその概要、また緊急時の通報連絡先が原子力規制委員会原子力規制庁原子力防災課事故対処室となった旨の話があった。

続いて放射線障害防止法に基づく諸申請の審査基準やその標準処理期間（例えば使用の許可であれば 90 日間）について、立入検査の対象となる事業所並びに立入検査の年間計画について、また放射化物の管理についてはその概要並びに経過措置中の対応や放射線障害予防規程に追加すべき事項などについて話があった。

最後に最近のトラブル事例の紹介があり、安全文化涵養の重要性が示された。最新の話は何うことのできる貴重な機会であった。



図 1 研修会場の様子

2. 環境試料測定における試料調製方法および注意点，桧垣正吾氏（東京大学アイソトープ総合センター）

福島第 1 原子力発電所事故の後に環境中に飛散した放射性物質については様々な測定が行われている。桧垣氏は、特に地表面の土壌サンプルの採集と測定を手がけており、その経験から、放射性 Cs, Sr の放射線測定時に注意すべき点、試料の調製並びに測定時の補正の方法についての話があった。

また、放射能測定シリーズ No.16「環境試料採取法」にのっとり行った試料採取や試料調製作業の具体例のほか、大気浮遊塵、水試料の測定についても言及があり、これから測定を新たに始めるような方々にも大いに参考になる話であった。

その他、平常時の測定には正確性が大切であるが、緊急時の測定には迅速性が求められるなどその性格の違いについて、また緊急時測定試料についてどこまで均一化を行う必要があるかという問題並びにその解決案についての話があった。

3. 自然放射能線源による放射線教育—実践に向けて—、河野孝央氏（核融合科学研究所）

河野氏は約8年にわたり自然放射能線を素材とした教育用の放射線源の開発を手がけており、その作成方法と放射線教育での使用例についての話があった。

放射線教育を行う際には何らかの放射線源があれば大変便利であるが、校正用の密封小線源であっても紛失や破壊のおそれがあるため使いがたいこと、しかしながら、よく知られているとおり我々の周囲にはKClなど放射線を出す天然の物質があることに着目し、それらを原材料として放射線源とする方法（材料を秤量の後、乳鉢で微細粉末化し、型枠に入れて圧縮成形）を開発したとの話があった。

また、その線源を活用して研究所の見学に訪れた高校生などへの放射線教育の事例紹介があり、この方法により製作した模擬線源を使用した表面汚染測定や放射線防護の3原則を実感させる実験、また測定を分担し、スクリーン上でデータ整理を行うなど、実験を30分程度の短

時間で行わせる工夫について示された。

4. 放射線管理とバイオセーフティー、山田雅夫氏（岡山大学大学院医歯薬学総合研究科）

山田氏の放射線安全管理経験と自らの専門であるウィルス研究に関わる安全管理についてその類似点と相違点についての話がされた。

まずそれぞれについて規制する法体系、原子力基本法/放射線障害防止法と感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）の紹介と比較があった。感染症法の起源は明治30年代と早い時期に制定されたものの、病気の取扱いの規定のみの期間が長く、平成18年の改正によりようやく病原微生物の管理が法制化されたことが示されたほか、施設基準、放射線取扱主任者/病原体等取扱主任者、記帳義務など規制のアナロジーが論じられた。

また、感染症対策において念頭に置かれるバイオセーフティの原則として病原性微生物の封じ込めについての話は放射線における管理区域に類似すること、また異なる部分として感染症が人体にダメージを与える仕組みと防護の方法、更には新種の感染症に対するリスク認識にも話は及んだ。最後に放射線であっても病原性微生物であっても、正に怖がることの難しさとそのことの大切さが示された。

（山口大学大学研究推進機構
総合科学実験センター RI 実験施設）